

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

2026（令和8）年6月1日 現在

## ● 入院基本料について

当院では、（日勤、夜勤あわせて）入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しています。また入院患者25人に対して1人以上の看護補助者（看護補助者5割以上）並びに看護職員を含む多職種の職員を配置しています。

## ● 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文章によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束に関する基準を満たしております。

## ● 入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に関する届出を行っています。入院時食事療養に関する特別管理による食事提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理のもとに、適時（夕食については午後6時以降）適温にて提供しております。

## ● 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さまへの情報提供の推進していく観点から、すべての患者さまへ領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行い場合、その代理の方への発行を含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

## ● 基本診療料／特掲診療料の施設基準等に係る届出について

当院の基本診療料及び特掲診療料に係る施設基準に関する届出事項は、別掲の「施設基準一覧」にてご確認ください。

## ● 保険外負担に関する事項について

当院では、特別な療養環境の提供（個室使用料）、病室設備利用料、証明書・診断書・文書作成料等につきましては、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。別掲の料金表をご参照ください。

## ● 保険外併用療養費について

- ・白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に関する基準  
別掲「多焦点眼内レンズのご案内（選定療養費）」をご参照ください。
- ・後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費について  
患者さんの希望により先発医薬品（長期収載品）を処方した場合に、後発医薬品（ジェネリック医薬品）との差額の2分の1に相当する金額を、選定療養費として患者さんにご負担いただきます。

## ● その他

- ・医療安全体制について  
当院では、安全な医療を提供するために、医療安全管理者等が医療安全に関する院内委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に実施しています。
- ・院内感染対策について  
当院では、感染制御のチームを設置し、院内感染状況の把握、抗菌剤の適正使用、職員の感染防止等をおこない、院内感染対策を目的とした職員の研修を行っています。
- ・個人情報の取扱いについて  
当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。
- ・医師、看護職員を含む医療従事者の負担軽減等に関する取り組みについて  
当院では、医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組として下記のことに取り組んでおります。医師と医療関係職種における役割分担に対する取組、医療関係職種と事務職員等における役割分担に対する取組、医師の負担軽減に対する取組、看護職員の負担軽減に関する取組。医療従事者の負担軽減及び処遇の改善に関する取組。
- ・健康増進法に関する取り組みについて  
当院では屋内外を問わず、「病院敷地内全面禁煙」となっておりますのでご理解とご協力をお願いします。
- ・病棟における患者と家族等の面会について  
患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上に資することから、面会に関する規程を策定し、その内容については感染対策等の観点を反映した上で、定期的に見直しを行っています。